

石運輸第808号の2
令和6年3月15日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「タクシー業務適正化特別措置法施行規則第3条の2第1項及び第14条の2
に規定する講習の認定要領等について」の一部改正について

標記について、別添のとおり自動車交通部長から通知があったので、了知
願います。

北信交旅第969号
令和6年3月12日

管内各運輸支局長 殿

自動車交通部長

「タクシー業務適正化特別措置法施行規則第3条の2第1項及び第14条の2
に規定する講習の認定要領等について」の一部改正について

標記について、別添のとおり物流・自動車局長から通達があったので、了知される
とともに、関係者に対し周知されたい。

国自旅第341号
令和6年2月29日

各地方運輸局長 殿

沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

「タクシー業務適正化特別措置法施行規則第3条の2第1項及び第14条の2に規定する講習の認定要領等について」の一部改正について

タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和45年運輸省令第66号）の改正に伴い、「タクシー業務適正化特別措置法施行規則第3条の2第1項及び第14条の2に規定する講習の認定要領等について」（平成20年6月13日付け国自旅第88号）の一部を、別紙新旧対照表のとおり改正したので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

○タクシー業務適正化特別措置法施行規則第3条の2第1項及び第14条の2に規定する講習の認定要領等について（平成20年6月13日付け国自旅第88号自動車交通局長通達）の一部改正

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">タクシー業務適正化特別措置法施行規則第3条の2第1項及び第14条の2に規定する講習の認定要領等について</p> <p>第1 ～ 第2 （略）</p> <p>第3 認定基準</p> <p>1. 新規講習の認定基準</p> <p>(1)～(11) （略）</p> <p>(12) (7)に定める各科目ごとに、次のとおり講習の効果測定を実施するものであること。ただし、指定地域（特定指定地域を含む。）における講習にあつては、法令、安全及び接遇の効果測定は行わない。</p> <p>① 講習時間内において概ね15分程度の時間を確保して実施するものであること。</p> <p>② 修了基準が設けられていること。</p> <p>③ 効果測定の結果、修了基準を満たしていない者に対して、補講を受講させるなどの措置が適切に講じられると認められるものであること。</p> <p>④ 問題の出題に関する管理者を置くなど公正に実施すると認められるものであること。</p> <p>2. （略）</p> <p>第4 ～ 第7 （略）</p> <p><u>附則（令和6年2月29日 国自旅第341号）</u> <u>この要領は、令和6年2月29日以降に実施する講習について適用する。</u></p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">タクシー業務適正化特別措置法施行規則第3条の2第1項及び第14条の2に規定する講習の認定要領等について</p> <p>第1 ～ 第2 （略）</p> <p>第3 認定基準</p> <p>1. 新規講習の認定基準</p> <p>(1)～(11) （略）</p> <p>(12) (7)に定める各科目ごとに、次のとおり講習の効果測定を実施するものであること。ただし、指定地域（特定指定地域を含む。）における講習にあつては、効果測定は行わない。</p> <p>① 講習時間内において概ね15分程度の時間を確保して実施するものであること。</p> <p>② 修了基準が設けられていること。</p> <p>③ 効果測定の結果、修了基準を満たしていない者に対して、補講を受講させるなどの措置が適切に講じられると認められるものであること。</p> <p>④ 問題の出題に関する管理者を置くなど公正に実施すると認められるものであること。</p> <p>2. （略）</p> <p>第4 ～ 第7 （略）</p>

--	--

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第3条の2第1項及び
第14条の2に規定する講習の認定要領等について

第1 認定の申請

施行規則第3条の2第1項に規定する講習（以下「新規講習」という。）及び施行規則第14条の2に規定する講習（以下「命令講習」という。）の認定を受けようとする者は、これらの講習（以下単に「講習」という。）を実施しようとする単位地域を管轄する地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下単に「地方運輸局長」という。）に対し、第1号様式の講習認定申請書に、施行規則第3条の2第2項及び第14条の2に規定する国土交通大臣が告示（平成26年1月24日国土交通省告示第57号）で定める事項を記載した書類を添付して申請を行うものとする。

第2 認定

1. 地方運輸局長は、講習認定申請書等を審査し、認定を受けようとする講習が、第3の認定基準に適合していることを確認した上で認定を行うものとする。
2. 地方運輸局長は、必要に応じ、申請者に対して補足資料の提出又は補足説明を求めものとする。
3. 地方運輸局長は、講習の認定を行った場合には、第2号様式による認定書を申請者に交付するとともに、講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地を公示する。
4. 上記1.の審査に要する標準的な期間は3か月とする。

第3 認定基準

1. 新規講習の認定基準
 - (1) 講習の責任体制が整備されていること。
 - (2) 講習の実施場所に関する計画が作成されていること。単位地域において、複数の実施場所で講習を行う場合については、それぞれの実施場所が担当する地域が記載されていること。なお、講習の実施場所が、講習の認定を受ける単位地域外にのみ存在する場合にあっては、講習の受講に支障がないと認められるものであること。
 - (3) 講習を継続して実施する経理的基礎を有すること。
 - (4) 講習に関する年間の実施計画が作成されていること。
 - (5) 講習において知り得た受講者の氏名、生年月日その他の個人情報に関する管理体制が確立されていること。
 - (6) 講習の実施状況について、毎年度ごとに、認定を受ける地方運輸局長に報告する

体制が確立されていること。

(7) 講習は、次表の科目欄に区分する科目ごとに、それぞれ規定する講習内容及び講習時間のとおりに実施するものであること。

なお、各科目ごとの講習時間には、1時間当たり10分間の休憩を含めることができるものとする。

科目	講習の内容	講習時間
①法令	○関係法律等に関する知識 <ul style="list-style-type: none"> ・道路運送法（昭和26年法律第183号） ・タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号） ・道路交通法（昭和35年法律第105号） ・道路運送車両法（昭和26年法律第185号） ○一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和48年運輸省告示第372号）に関する知識	2時間以上
②安全	○地域における交通事故の発生状況等に関する知識 ○タクシーの特殊性、地域の交通事故発生状況を踏まえた運転等の技能及び知識 ○交通事故の防止、事故発生時の措置に関する技能及び知識 ○過労運転の防止等、健康管理に関する知識 ○運輸安全マネジメント等、タクシー運転者として特別に注意すべき事項	3時間以上
③接遇	○タクシー運転者としての基本的な心構え、接遇に関する知識 ○タクシー車両に搭載する装置等の取扱いに関する知識 ○バリアフリー対応	3時間以上
④地理	○主要な道路、地名、建造物、公園、駅等、多数の者が利用する施設に関する知識 ○運行頻度が高い区間における適切な経路に関する知識 ○自動車交通の渋滞が発生する頻度が高い地点及び当該地点における渋滞を回避する経路に関する知識	3時間以上

(8) 講習を実施する単位地域ごとに、(7)に定める科目の全て又は一部を実施するものであること。なお、科目の一部を実施する場合には、他の講習の認定を受けた者（受ける予定の者を含む。）が実施する講習とあわせて受講することにより、講習受講者が当該単位地域の全ての科目を修了することについて支障がない計

画が作成されているものであること。

(9) (7) に定める科目の全てを実施する場合については、最低2日以上の講習を行うものであること。

(10) 地理の科目の講習内容については、原則として単位地域の全域を範囲としたものとするが、営業区域ごと又は複数の営業区域を含む地域ごとに範囲を区分した講習を実施するものである場合にあっても、概ね講習時間の3分の1以上の時間について、単位地域の全域の地理に関する講習を実施するものであること。

(11) (7) に定める各科目ごとに、運転者の指導監督業務の経験又は当該業務に関する知識を有する講師が、(4) の実施計画どおりに講習を実施できるに足る人数以上選任されており、かつ、当該講師により適当な講習が行われると認められるものであること。なお、選任する講師は、講習の認定を受けた者（以下「認定講習実施機関」という。以下同じ。）以外の者を外部講師として選任することも認められるものとし、「②安全」の科目に関しては道路運送法第23条の2第1項に規定する運行管理者資格者証の交付を受けている者であることが、また、「③接遇」の科目のうちバリアフリー対応に関してはバリアフリー対応に関する専門的知識を有する者であることが望ましい。

また、選任した講師がビデオの映像等を利用して講習を実施することも認められるものとするが、接遇の科目におけるバリアフリー対応に関しては、実技講習を原則として、やむを得ずこれができない場合には、ビデオの映像等による講習を実施するものであること。

(12) (7) に定める各科目ごとに、次のとおり講習の効果測定を実施するものであること。ただし、指定地域（特定指定地域を含む。）における講習にあつては、**法令、安全、接遇**の効果測定は行わない。

- ① 講習時間内において概ね15分程度の時間を確保して実施するものであること。
- ② 修了基準が設けられていること。
- ③ 効果測定の結果、修了基準を満たしていない者に対して、補講を受講させるなどの措置が適切に講じられると認められるものであること。
- ④ 問題の出題に関する管理者を置くなど公正に実施すると認められるものであること。

(13) その他講習の実施に必要な体制が整備されていること。

2. 命令講習の認定基準

(1) 1. 新規講習の認定基準に該当すると認められるものであること。

(2) 上記(1)にかかわらず、1.(4)及び1.(7)の基準に関しては、それぞれ命令講習受講者を適切に受け入れることができること及び命令講習受講者が受講すべき科目について講習を実施することができることとする。

第4 講習修了証の交付

適正に講習を修了したと認められる者に対し、新規講習にあつては第3号様式、命令

講習にあつては第3号様式-3による講習修了証を交付するものであること。

第5 離島等の取扱い

1. 離島の講習

(1) 次の要件のすべてに該当するものと地方運輸局長が認める単位地域の離島（本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄本島をいう。以下同じ。）に附属する島をいう。以下同じ。）における講習については、第3の規定によるもののほか、(2)によることができるものとする。

- ① 離島と本土とが橋梁等を使用して往来することができず、往来するための船舶等の交通機関に関する費用負担が大きいと認められること。
- ② 認定講習実施機関の講習の実施場所が離島内に存しないこと。
- ③ タクシー事業者数及びタクシー運転者数が著しく少ない離島であり、定期的な講習の実施が困難であると認められること。

(2) 離島における講習の認定については、次のとおりとする。

- ① 第3 1. (7) の科目のうち、地理の科目については、講習時間を1時間以上に短縮することができるものとし、その場合の効果測定については、第3 1. (12) ①の規定にかかわらず、講習時間内に概ね10分程度の時間を確保して実施するものとする。ただし、地理の科目の講習時間を1時間に短縮する場合については、地理の科目の講習時間に休憩時間を含めることはできない。
- ② ①により地理の科目の講習時間を短縮する場合については、第3 1. (10) の規定にかかわらず離島内の地理のみに限定した講習内容とすることができるものとし、第3 1. (9) の規定にかかわらず、全ての科目の講習を実施する場合についても、最低1日以上講習とすることができる。
- ③ 講習の認定を受けた科目について、離島内に営業所を有するタクシー事業者へ講習の実施を委託することができるものとし、この場合、委託先のタクシー事業者については、次のイからニまでのすべてを満たすものとする。
 - イ 離島内の自社又は他社の選任運転者（選任されることを予定されている者を含む。以下同じ。）に対して講習を実施するものであること。なお、他社の選任運転者を対象とする場合については、当該離島に営業所を有するすべてのタクシー事業者の選任運転者を対象とするものであること。
 - ロ 使用するテキスト及び講習の内容については、地理の科目を除き原則として認定講習実施機関と同様とし、地理の科目の講習内容については、あらかじめ認定講習実施機関へ提出するものであること。
 - ハ 選任講師、講習を実施する計画について、あらかじめ認定講習実施機関へ提出するものであること。
 - ニ 講習実施後において、講習受講者の氏名、生年月日、講習受講日及び雇用タクシー事業者名を記載した一覧表を認定講習実施機関へ提出するものであること。
- ④ ③の委託については、講習の認定申請において、委託するタクシー事業者の一覧及び③イの講習の対象者の範囲を講習の実施に関する計画に記載するものとする。

- ⑤ ビデオの映像等を利用して講習を実施する科目については、次の全てを満たす場合においては、第3 1. (11) 及び③ハの規定にかかわらず、当該科目について、講師を選任することなく講習を実施することができる。(当該科目の補講の実施を含む。)
- イ 第3 1. (12) の規定による効果測定及び補講について、適切に実施する体制が整っていること。
- ロ 第3 2. (1) の規定にかかわらず、当該科目について選任講師による命令講習を適切に実施する体制が整っていること。(単位地域内の他の実施場所で命令講習を実施する体制も認められるものとする。)
- ⑥ ①により地理の科目の講習時間を短縮する場合にあっては、第4の規定にかかわらず、地理の科目の新規講習については、適正に講習を修了したと認められる者に対し、第3号様式-2による講習修了証を交付するものであること。

2. 都市部以外の講習

- (1) 次の要件のすべてに該当するものと地方運輸局長が認める単位地域（指定地域を除く。）の営業区域における講習については、第3の規定によるもののほか、(2) によることができるものとする。
- ① 人口が概ね5万人以上の都市を含まない営業区域であること。
- ② 運送の引き受けの多くが営業所において行われている営業区域であって、主要な道路、地名、建造物、公園、駅等の多数の者が利用する施設等に関する地理状況の把握が比較的容易であると認められること。
- (2) 都市部以外における講習については、次のとおりとする。
- ① 第3 1. (7) の科目のうち、地理の科目については、講習時間を1時間以上に短縮することができるものとし、その場合の効果測定については、第3 1. (12) ①の規定にかかわらず、講習時間内に概ね10分程度の時間を確保して実施するものとする。ただし、地理の科目に関する講習時間を1時間に短縮する場合には、地理の科目の講習時間に休憩時間を含めることはできない。
- ② ①により地理の科目の講習時間を短縮する場合については、第3 1. (10) の規定にかかわらず、地域の実情に応じて、当該営業区域又は複数の営業区域を含む地域に関するものに限定した講習内容とすることができるものとし、第3 1. (9) の規定にかかわらず、全ての科目の講習を実施する場合にあっては、最低1日以上講習とすることができる。
- ③ ビデオの映像等を利用して講習を実施する科目については、次の全てを満たす場合においては、第3 1. (11) の規定にかかわらず、当該科目について、講師を選任することなく講習を実施することができる。(当該科目の補講の実施を含む。)
- イ 第3 1. (12) の規定による効果測定及び補講について、適切に実施する体制が整っていること。
- ロ 第3 2. (1) の規定にかかわらず、当該科目について選任講師による命令講習を適切に実施する体制が整っていること。(単位地域内の他の実施場所で命令講習を実施する体制も認められるものとする。)

- ④ ①により地理の科目の講習時間を短縮する場合にあっては、第4の規定にかかわらず、地理の科目の新規講習のうち、その講習内容が当該営業区域又は複数の営業区域を含む地域（単位地域の全域であるものを除く。）に限定した内容であるものについては、適正に講習を修了したと認められる者に対し、第3号様式-2による講習修了証を交付するものであること。

第6 その他

1. 講習の実施に関する報告

講習の認定を受けた者（以下「認定講習実施機関」という。）は、講習の実施及び経理に関する事項について、毎年度地方運輸局長に報告する。

2. 実施状況調査等

地方運輸局長は、必要に応じ、講習実施者に対し、講習の実施状況その他講習の実施に関する事項について、報告を求め、又は調査を行うことができる。

3. 講習の内容等の変更

認定講習実施機関は、認定を受けた内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、第4号様式の変更認定申請書を地方運輸局長に提出し、認定を受けなければならない。ただし、地方運輸局長が軽微と認めるものについては、届出で足りるものとする。

4. 認定の取消し

(1) 地方運輸局長は、認定講習実施機関が第3の基準に適合しなくなったと認められる場合(第6 3. による変更後の講習が第3の基準に適合していないと認められる場合を含む。)又は正当な理由なく認定した講習を行っていないと認められる場合は、当該認定講習実施機関に対しその改善を求め、当該認定講習実施機関がこれに応じない場合には当該認定を取り消すものとし、第5号様式により認定を取り消した旨を通知するものとする。

(2) 地方運輸局長は、認定講習実施機関が虚偽又は不正の手段により申請を行っていたことが明らかになった場合には当該認定を取り消すものとし、第5号様式により認定を取り消した旨を通知するものとする。

5. 講習の廃止

認定講習実施機関は、認定を受けた講習を廃止しようとするときには、あらかじめ、第6号様式の廃止届を地方運輸局長に提出するものとする。

6. 講習修了証の有効期限

第4並びに第5 1. (2) ⑥及び第5 2. (2) ④に規定する講習修了証の有効期限は交付日より2年間とするものとする。

7. 受講日数の取扱い

第2 1. により認定を受けた新規講習（第3 1. (12)③の補講を除く。）の受講日数については、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第36条第2項に規定する10日間の指導、監督等の日数に含めることができるものとする。

第7 附則

1. この要領は、平成20年6月13日から適用する。

2. タクシー業務適正化特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第174号）により新たに指定地域となった地域において、平成20年6月14日時点で既にタクシー運転者として選任されている者（当該指定地域内に営業所を有するタクシー事業者が平成20年6月14日現在の当該営業所における選任済みタクシー運転者の一覧表を認定講習実施機関に提出した場合において、当該一覧表に掲載されている者に限る。）を対象とする新規講習については、平成20年12月13日までに限って実施するものであって、第3の1.（6）に定める科目のうち「①法令」及び「②安全」に係る講習内容の一部を3時間程度実施するものであること。なお、この場合、講習を受講したことをもって講習を修了したものとし、講習修了証の交付に代えて、講習受講者の氏名、生年月日、講習受講日及び雇用事業者名並びに講習受講人数を記載した一覧表を登録実施機関に提出することも可能とする。
3. 2. の新規講習は、タクシー事業者へ委託することができるものとし、この場合、委託先のタクシー事業者が次の（1）から（3）までのすべてを満たすものとする。
 - （1）原則として、自社の選任運転者に対して講習を実施するものであること。また、平成20年6月14日現在の自社の選任運転者であって自社において講習を実施する者の一覧表を認定講習実施機関へ提出するものであること。
 - （2）選任講師、使用するテキスト及び講習を実施する計画について、あらかじめ認定講習実施機関へ提出するものであること。
 - （3）講習実施後において、講習受講者の氏名、生年月日、講習受講日及び雇用事業者名並びに講習受講人数を記載した一覧表を認定講習実施機関へ提出するものであること。
4. 第2の1. により認定を受けた新規講習（第3の1.（8）③の補講を除く。）の受講日数については、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第36条第2項に規定する10日間の指導、監督等の日数に含めることができるものとする。

附 則（平成27年7月14日国自旅第77号）

1. この要領は、平成27年10月1日以降に実施する講習の認定申請について適用する。
2. 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）により新たに単位地域（指定地域を除く。）となる地域において、平成27年10月1日時点で既にタクシー運転者として選任されている者（当該単位地域内に営業所を有するタクシー事業者が平成27年10月1日現在の当該営業所における選任済みタクシー運転者の一覧表を認定講習実施機関に提出した場合において、当該一覧表に掲載されている者に限る。）を対象とする新規講習については、平成28年3月31日までに限って実施するものであって、第3の1.（7）に定める科目のうち「①法令」及び「②安全」に係る講習内容の一部を3時間程度実施するものであること。

なお、この場合、講習を受講したことをもって講習を修了したものとし、講習修了証の交付に代えて、講習受講者の氏名、生年月日、講習受講日及び雇用タクシー事業

者名並びに講習受講人数を記載した一覧表を登録実施機関に提出することも可能とする。

3. 2. の新規講習は、タクシー事業者へ実施を委託することができるものとし、この場合、委託先のタクシー事業者が次の(1)から(4)までのすべてを満たすものとする。
 - (1) 自社又は他社の選任運転者に対して講習を実施するものであること。なお、他社の選任運転者を対象とする場合にあつては、あらかじめ対象とするタクシー事業者の一覧を認定講習実施機関へ提出するものであること。
 - (2) 平成27年10月1日現在の自社又は他社の選任運転者であつて自社において講習を実施する者の一覧表を認定講習実施機関へ提出するものであること。
 - (3) 選任講師、使用するテキスト及び講習を実施する計画について、あらかじめ認定講習実施機関へ提出するものであること。
 - (4) 講習実施後において、講習受講者の氏名、生年月日、講習受講日及び雇用タクシー事業者名並びに講習受講人数を記載した一覧表を認定講習実施機関へ提出するものであること。
4. この要領の適用前に認定を受けた指定地域の講習については、改正後の要領の当該単位地域において、認定を受けた講習とみなす。

附則（令和6年2月29日 国自旅第341号）

この要領は、令和6年2月29日以降に実施する講習について適用する。

【別添】

国自旅第341号の2
令和6年2月29日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「タクシー業務適正化特別措置法施行規則第3条の2第1項及び第14条の2
に規定する講習の認定要領等について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、その旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知を図られたい。